

## 山口スイムサービス株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1. 計画期間 令和3年 1月 1日～令和8年 12月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

令和3年1月 法に基づく諸制度の調査

令和3年2月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する。

令和3年4月 パンフレット配布、ポスター掲示等により周知を図る。

令和3年5月 社員に再度周知を図る。

目標2 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、妊娠中や産休中、育児休業の取得を希望する社員、また育児休業復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

令和3年1月 相談窓口の設置について社員に周知を図る。

令和3年5月 社員に再度周知を図る。